

令和2年度第1回京都府食の安心・安全審議会

1 開催日時

令和2年8月25日（火）午前10時から12時まで

2 場 所

ホテルルビノ京都堀川 2階加茂の間

3 出席者

【審議会委員】13名

中坊幸弘会長、東和次委員、有地淑羽委員、大段千景委員、川村幸子委員、上林喜寛委員、中川恵美子委員、長友麻希子委員、牧克昌委員、森山敦子委員、山内淳司委員、山岡景一郎委員、山本隆英委員

【京都府】関係職員

4 次 第

(1) 開 会

(2) 協議事項

- ・京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和元年度施策の実績・取組効果について
- ・令和3年度食品等の収去検査計画の策定のための意見聴取について
- ・新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況について

(3) 報告事項

- ・令和2年度京都府の食の安心・安全に係る取組について
- ・その他の取組について

(4) 閉 会

5 議 事

【会長の選任】

(事務局)

審議会の会長の選任をさせていただきます。

京都府食の安心・安全推進条例施行規則第6条の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっております。

昨年度まで会長になっていただいていた中坊委員に引き続きお願いしてはいかがでしょうかと思いますが、よろしいでしょうか。(拍手)

ありがとうございます。拍手もいただきましたので、中坊委員、大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。

また、施行規則の第6条第3項の規定により、会長にはあらかじめ職務代理者を御指名いただくこととなっております。

これからの進行につきまして、中坊会長、よろしく願いします。

(会長)

それでは、今回、会長を引き受けさせていただきます。

御紹介のありました職務代理者の指名については引き続き東(ひがし)委員をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。(拍手)

ありがとうございます。その旨、東(ひがし)委員にも伝えて了解を得たいと思います。

【協議事項】

(会長)

次第に沿って進めます。2番目の協議事項で(1)の「京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和元年度施策の実績・取組効果について」、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

A3資料1-1、A4版の資料1-2、一番後ろに「参考」として3月の書面審議でお世話になりました内容を付けていますので併せて見ていただければと思います。

初めに、3月25日、書面によりお世話になりました「令和元年度第2回京都府食の安心・安全審議会(書面開催)結果」について、御説明します。

協議事項として、第5次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和2年度の施策の目標、参考として令和元年度の施策の実績見込みを協議いただきました。

次に、報告事項として、令和2年度京都府食品衛生監視指導計画(案)、令和2年度食の

安心・安全意見交換会及びリスクコミュニケーション（案）、京都府の食の安心・安全に係る取組について、審議をお願いしました。

その結果を「令和元年度第2回食の安心・安全審議会（書面会議）における意見及び府の対応」としてまとめています。

1、第5次京都府食の安心・安全推進計画に基づく令和2年度の施策の目標については、全般として、様式の改善と新型コロナウイルス感染症の影響について御意見をいただきました。

様式の改善では、令和2年度目標、元年度について1ページ以内で分かりやすく整理され、従来より改善された。また、未達成の理由について、80%以上100%未満は任意記載として、80%未満の場合は必ず記載する方が基準として望ましいのではないかという御意見をいただきました。

府の対応は、今後も改善に努め、御意見のとおり、80%未満の場合は必ず未達成の理由を記載し、80%以上の場合もできるだけ書くことで対応します。

新型コロナウイルス感染症の影響について、計画が目標どおり進まないのではないか、動画配信やDVDにするなど、他の方法も考えてみてはどうかという御意見をいただいています。

府の対応として、御意見のとおり、動画配信やDVD配布等により対応を考えています。

⑤「食の府民大学（YouTube 講座）」等を使いながら進め、5月には休講中の大学から活用したいというお申出をいただき、8月1日には、食育シンポジウム「with コロナ社会の食を考える」をオンライン配信で開催しました。このような取組は今後も広がっていくものと考えています。

「コロナ禍の影響と対応」については、A3版資料1-1、右から2つ目に8月時点でまとめています。全体で43の目標のうち、通常どおり実施できると思われるものが23項目、53%です。11項目、26%は、動画等の内容を取り入れていこうと考えています。21%は、対応を引き続き両方の方法を検討していきたいと考えています。

「参考」に戻ります。②のHACCPの対応について、「インターネット環境のない小規模事業者や団体会員でない方もおられる中、HACCPの考え方を全ての食品関連事業者が理解する必要がある。府域にわたり、細かく周知指導いただきたい」という御意見をいただいています。

府の対応は、これまでから府内に7か所あります各保健所において施設調査等の巡回指導時に食品等事業者にはHACCPに係る指導・啓発を行い、特に、法改正によるHACCP制度化を見据えて、小規模の事業者向けの啓発漫画、お手元にお配りしています「HACCP導入のススメ」、カレンダー方式の活動記録様式等の分かりやすい啓発資材を作成して、それらを用いながら啓発活動を実施しています。そして、より広く周知を徹底するため、今年度、HACCPを含む改正食品衛生法に係るパンフレットを作成し、府内全ての食品等事業者へ送付を進めていますので御報告します。

①から⑤は達成率100%以上の項目です。

⑩エコファーマーは、資料1-2の10ページを御覧ください。「環境にやさしい農業の取組（エコファーマーの認定件数）の拡大」についてです。

目標が令和元年度で1,670です。実績が1,166で、計画比は70%です。「累計数の減少はなぜか」「課題を分析し改善すべき」という御意見をいただいています。

未達の理由は、エコファーマーの制度化から20年が経過し、その間、特別栽培農産物やGAPなど各種取組にステップアップされ、エコファーマーの認定を更新しない農業者も見られます。また、平成30年度以降、環境保全型農業直接支払交付金の事業要件から外れたこともあり、全国的にも更新者が減少している傾向であり、新規では13件の認定者があったものの、全体としては減少しました。

効果としては、平成13年の認定開始から1,000件以上を認定し、環境にやさしい農業への入門編として取組の裾野を広げています。今後、「エコファーマーは環境にやさしい農業の入門編として、引き続き若手の農業者を中心に推進を図る」という考えですので、御報告します。

「参考」⑬では食料の安定供給について御意見をいただいていますので御覧ください。

資料1-2の16ページ⑯を御覧ください。「食物アレルギーのある児童・生徒への個別取組プランの作成率の向上」です。

目標が93%、実績86%で、計画比92%です。

府が推奨するマニュアルに基づく個別プランの作成ですが、未達の理由は、各市町村独自のマニュアルがあるので、今後、市町村と調整しながら検討を進めたいと考えています。

⑮が98%です。「食品表示における科学的検査の実施」で、不漁により検体確保が困難であり、1検体の検査となって、40の計画が39で、計画比98%になりました。1検体は、他品種の混入を発見しましたので、混入割合等から意図的ではないと判断され、事業者に対して混入防止の指導をしました。

そのほか、⑳、㉑、㉒農薬、肥料の検査についての御意見をいただいていますので、御意見を踏まえて進めていきます。

㉓、㉔、㉕、㉖について、前回は実績見込でしたので、結果の記載がない、安心・安全につながらないのではないかと御意見をいただいています。今回、実績見込から精査し、詳細を書いています。

㉗のパトロールは、300の計画について実績301です。店舗数301店舗を回り、1万7,372件の調査を実施し、表示が十分ではないものが528ありました。それぞれ指導して改善を認めています。同様に㉘、㉙、㉚の指導について書いています。

㉛の収去は、アメリカ産ポップコーンの報道に当たって、輸入食品について、御心配の御意見をいただいております。その対応は輸入品の検体数を増加させ、より幅広い輸入事業者を対象として収去検査を実施します。

資料1-2の31ページ「府民、食品関連事業者等との交流、意見交換」については、5

回の計画のうち、1回は3月に計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために中止したため、1回分が減ったので計画比80%となりました。

⑳「学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成」について、「ヤングサポーターは、学生を登録するだけが目的なのか。サポーターになった学生をどう活用するかのかの考えはあるか」という御意見をいただいています。

大学生を対象に、食の安心・安全に関する知識を身に付けるための研修会を開催し、定期的に養成することを目標としています。実績は府内の大学等を中心に、7回の登録研修会を開催しました。24名の学生に登録いただき、80%の状態です。引き続き、大学と連携して、SNS等を活用した周知を進めます。

未達の理由は、初めての年度で、前例がなく具体的にどう取組を進めるのかというのが大学の先生とも共通のイメージを持っていただくのに少し時間が掛かりました。2年目について、本年は早くからお伝えできるようになっていることと、学生が主体的に参加いただける仕組作りを行うことで計画をしています。

「実績による効果」として、大学の先生から、学生がFacebook、Twitterの記事を受け、拡散することで行政が発信する情報や行政の取組について学んでいただけたという意見を聞いていますので、引き続き、Facebookの記事を学生に書いていただくなど、主体的に関わっていただけるよう取り組みます。

㉑「リスクコミュニケーションの開催」について、3月に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症があり、1回を中止したため、計画に対して95%です。

㉒食べ残しゼロ推進店舗の認定拡大については、2017年に実施した調査では、府内の34大学・11短期大学に72食堂あり、うち33の生協の食堂があります。食べ残しが気になるという回答をされた生協の食堂が多かったので、大学生協の関心が高いことから、広報してはどうかという御意見をいただいています。

食べ残しゼロ推進店舗の取組は京都市と連動して行っていますので、御意見を踏まえ、京都府としては京都市内を除く8キャンパスに広報したいと考えています。

また、食べ残しゼロ推進店舗の認定が伸びていない理由をどのように分析しているか、元年度の実績が非常に低いにもかかわらず、同じように計画しているが、適当なのか、達成が可能なのかとの御意見をいただいています。

目標について、対象となる施設の10%を目指すこととして設定しました。飲食店は3,770店舗のため、380店舗、食品小売店は1,983店舗の10%で200店舗の認定を目指しています。京都市では、同様の取組の中で、飲食店では11%、食品小売店では14%が認定されており、一定合理的と考えられます。

対策等は資料1-2を御覧ください。関係団体に制度の説明をさせていただき、関連の組合の新聞に掲載いただくなど情報提供いただきましたが、中々、裾野が広がらないため、個別の訪問をさせていただきました。

一定の効果はありましたが、改善策としては、今後は個別依頼を大手チェーン店等にも拡

大し、認定数を増加させていきます。

④食べ残しゼロ推進店舗の認定についても、同様に、大手コンビニチェーンにも引き続き依頼することで認定数を増加させていきます。

(事務局)

補足説明ですが、目標数値は、資料1-1とおおり、全43項目です。その中で、令和元年度は、100%を達成したものは32で、74%の達成となっております。

(会長)

ただ今令和元年度の実績、取組の効果などについて御説明いただきました。委員の皆様、御質問、御意見はございますか。

(委員)

色々な取組がきちんとされていると思いますが、資料1-2の8ページ「自主的な残留農薬分析」について、京都府内産の農産物全部が取組対象になっていると思いましたが、宇治茶だけしか実績が記載されていません。農業団体による自主的な検査と書かれていますが、我々のグループも2013年から残留農薬自主検査を実施しています。中央団体では毎年40検体の検査を実施し、個別の団体でも独自に検査を行っています。

農産物は、ほ場から収穫をして袋や箱に詰めて市場に出荷します。京都府で実施していただいている収去検査は、検体を市場から収去されていますが、結果が出るまで約1週間掛かります。そのため、検査結果が出る前に販売され、消費者の口の中に入ってしまう。消費者が食べた後に、農薬が残留していることが判明するようなことでは、本来の収去検査の意味をなさないため、中央団体は2013年から、農産物がほ場にある出荷前の段階で検体として収去し、検査に出しています。この検査は、京都府から一切お金をいただいているので、まさに「農業団体による自主的な検査」であると考えています。

当項目は、京都府独自でされている検査のみを記載対象としているというのであれば理解できるのですが、農業団体による自主検査であれば、我々もこのような取組をしているのに、なぜ宇治茶だけしか記載されていないのでしょうか。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

農産課です。自主的な残留農薬分析として宇治茶を取り上げていますのは、特にお茶の生産に関しては非常に害虫がつきやすく、生産農家は安全管理に基づきながら、農薬を使用されます。他の作物と比較しても特に多いので、京都府の特産である宇治茶の農薬の分析、自

主分析等を先行して特にお願いをして取組をしていただいています。

(委員)

もう少し説明をお願いします。

(事務局)

今、委員からお話がありました野菜の関係もですが、これまで生鮮の関係で自主分析をしていただいています。我々も確かに課題としては捉えていますので、今回の計画の中には柱立てはされていないですが、今後見直しが必要と考えています。

(委員)

別添1の令和2年度収去検査計画によると、残留農薬については、お茶であれば8検体の検査を行うとされています。以下、ナスや他の農産物も含めて全てで200検体の検査を実施するという計画になっています。

一方、資料1-2の令和元年度の実績報告によると、19ページの「農薬使用者に対する使用指導」について、目標が200と同じ数字が記載されていますが、農薬の使用指導を200回するのか、200検体を検査するのかが分かりません。200検体の検査を実施するという収去計画と、資料1-2の実績・取組効果の19ページの200との関係性を教えてください。

(事務局)

収去は健康福祉の観点から、流通している食品の収去検査を実施し、監視します。一方で、農業改良普及センターが農場の農薬使用について指導するのは、生産段階で適切に使用いただくためです。200とたまたま数字は一致していますが、出向きまして実地で指導させていただき、両輪の関係と考えています。

(委員)

分かりました。200は数字が一致しているが、別のものですね。

では、令和元年度の収去検査の結果は資料1-2ではどこに記載されているかを教えてください。

(事務局)

生活衛生課です。資料1-2の28ページ「食品衛生法に基づく食品等の収去検査の実施」という記載があり、御指摘いただきました農産物を含めて年間で750検体の検査を行うという位置付けです。

(委員)

分かりました。28ページにある750のうちの200は、お茶を含めた農産物の検査結果だと理解したら良い訳ですね。

自主検査の項目にはお茶だけしか記載されていませんが、我々も京野菜等の自主検査をしっかりと行っていますのに、載せていただけないと理解をしたら良いですか。安心・安全な京野菜をお届けするため、私たちも一所懸命に生産段階から検査しているにもかかわらず、この審議会の中で「農業団体もきちんとこのような取組をしています」という報告をしてももらえないのかを確認させてください。

(事務局)

第5次計画の策定に当たって審議会でも審議を賜り、第5次はお茶について策定した経過がありますので、第6次の計画に当たりましては、御意見をいただきましたとおり、検討させていただければと思います。

(会長)

それでは、今回、宇治茶以外の安全性の確保も含めることで良いですか。

(事務局)

安全の確保で言いますと、中央団体の取組も重要と考えています。

(会長)

数値目標の考え方にも農業団体の自主検査分と書いてあるので、お聞きした上で掲載してはいかがですか。

委員にお願いしたいのは、検査をされた結果はどうですか。

(委員)

2013年は24検体の検査を行い、全て検出限界値以下でした。ただ、翌年の2014年に41検体実施し、40検体は基準値以下ですが、1検体だけ基準値ぎりぎりの数字が出ましたので、出荷を取り止めました。2015年以降は、毎年40検体の検査を実施し、全て検出限界値以下でした。2019年度も40検体を自費で検査し、基準値超過は一切出ていません。農業団体の農産物は安心・安全であることをこの実績にしっかり記載いただき、京都府のホームページにも掲載してもらえると、より我々の取組が評価されると思いますので、是非、会長がおっしゃったように、記載をお願いします。

(会長)

次の年次ではなく、第5次計画で取り込むという形で処理できますか。

(事務局)

はい分かりました。

(委員)

コロナの影響についての質問です。DVD、動画配信とありますが、計画2(1)「府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進」で「感染対策を講じた上で実施を計画」とあります。最近の主流は、食育シンポジウムのように動画で配信するのが主流ですので、是非そちらで開催いただきたいと思います。ただ、Zoomの環境のない方がおられますので、実際開催は、10人ぐらいは会場に来ていただき、オンラインで可能な方はそちらで参加していただくというのが最近多くありますので、参考にいただきたいと思います。

26ページ②「食品表示巡回指導の実施」で、結局528件の不適正があつて「口頭指導により改善した」とありますが、口頭指導はその場で改善できたと理解しますが、売場のポップの表示をその場で指導して直したのか、それともパッケージに書いてある表示はその場では改善できないので、その結果が分からないため、お聞きしたいと思います。

(事務局)

農政課です。食品表示の巡回の改善指導の確認ですが、その場で口頭指導して、産地の欠落があつたものをその場で表示を書いていただいている場合はその場で解決しています。また、その場ですぐにできないものは、改善した後のものをもう一度来店して確認する、またはメールやファクスで改善した表示の内容を送っていただいている、確認するという方法で改善指導をしています。

(委員)

効果か参考に「これからこのようにします」というのを書いてもらえば皆様も納得するので、これから書いていただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

お茶の検査が多いというのは、お茶の生産に当たって、害虫防除の薬剤を使用せざるを得ないため残留検査を実施しているものと思います。お茶の産地は、各県とも最優先事項として実施していると理解しています。実際、お茶では問題となる濃度が検出されることはほとんどないと思います。

登録に際して、使用の基準は安全性の確保のため、十分な余裕を持っていますので、普通

に使用されていけば検出されません。農協でも野菜でも残留分析が実施されています。昭和50年代の野菜の産地の状況もあります。農家は産地が潰れることは一番警戒していますので、予算が少ない中で検査をしているならば、使用状況によりお茶から検査し、お茶の産地ではないところは、多い品目で検査するという形だと思います。

農薬の施用については、作物から問題となる濃度が検出されることはないように設定されます。作物以外の環境負荷等にも十分配慮されており、基準は昔から比べてかなり厳しくなっています。

厚生労働省、環境省、農林水産省は、各々登録に際して安全性の条件を設定していますし、その後も農家等に対し指導等慎重に対応していると思います。

(委員)

報告書を見せていただいたら、莫大なお仕事をされており、大変だと思います。私共の関係では、循環型社会推進課が実施している食べ残しの問題があります。アフリカや色々な国の人たちから見ると、日本は贅沢で、どうかしなければと思いますが、私、生活衛生課の監督下にあるセンターの理事長ですが、その中には全ての日本料理屋が入っています。京料理屋、すし屋、牛肉屋、食肉屋、うどん屋、一般料理屋、お米屋、全部で何千軒とあります。その食べ残しを検査するとなってきたら、大変と思います。

私は学校経営者でもあり、給食問題で非常に困っています。現在、映像で授業をしており、学生は来ていませんので、出入り業者の賄いが全くできていません。お取り寄せで、衛生的に悪いかもしれないものを学生が買います。値段もばらばらです。学校である程度用意をして、補助金を出してやらそうとしているので、おそらく全ての学校が悩んでいる問題だと思います。

食べ残しの問題よりも、食品の供給が市民に、また保護者が納得する「低廉で」というものを提供することの研究をしていただければありがたいです。全ての学校、保育所が悩んでいます。食べ残しというよりも、安全で、低廉で行き渡ることができないかと考えていますが、一個人では難しいです。

様々な売り込みがあります。屋台じゃないですが、学校の前、京都府庁前、京都市役所前に出して、50個売れたら帰ってしまうこともあります。衛生的に中毒を起こすことはないですが、食の安心・安全は心許ないと思いますので、お考えを担当課にお聞きしたいと思います。

(会長)

事務局、生活衛生課お願いします。

(事務局)

資料3の7ページの食中毒予防推進強化期間の取組において、御案内しています。

委員の御意見のとおり、新型コロナの影響により飲食店内で食事をされる方が少なくなっています。一方で、お客が店舗の中に入られないので、テイクアウトあるいはデリバリーを取り入れられる業者が増えています。夏のシーズンに入り、特にお弁当、配達される食材が傷みやすいので、できるだけ早く食べていただく必要があります。8ページ以下の食中毒予防の取組について、特にテイクアウトをされる業者に対しては啓発・啓蒙に力を入れています。

10ページに保健所の取組状況を取り上げた新聞記事を案内していますが、引き続き、事業者、飲食されるお客に対しても注意を呼び掛けていきたいと考えています。

(会長)

ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。

(委員)

⑭「学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成」という新しい事業で、提案意見です。PRに関してFacebook、TwitterでSNSを利用することを書かれていますが、現在、学生に聞くと、Facebookはほとんど使わないので、Twitterの方がたくさん使われています。Twitterでインパクトのある短い動画を付けて、例えば生きているハモを映した動画など、インパクトのあるものを組み合わせると見てもらえる回数が増えるのではないかと思います。

実際、Facebookは、シニア世代の中高年以上がほとんどです。あまり学生には響かないというのが実感ですので、研究されると良いと思います。

(委員)

HACCPに関して、手引書のある事業については、事業の組合で指導していただけたと思っています。食品衛生団体の会員は団体で連絡して指導できますが、アウトサイダーの何にも属していない方への対応はどうですか。HACCPはオリンピックに關係しての実施で、オリンピックがどうなるか分らないですが、HACCPは来年の6月から実施することになっていますので、時間もありませんし、コロナが出るまではHACCPに關しての講習会もある程度回数が開催できましたが、コロナ以降、人数の關係もあつて開催ができていないというのが現実です。今後、どのように指導していかれますか。

啓発資材は大変分かりやすく、良いものを作っていただきました。特にこのカレンダーは簡易に分かりやすいですが、特記事項はこのスペースでは書けないと思います。特記事項は別の紙で書かれる手法をしていただいたら良いと思います。

啓発資材は京都府のみでなく、京都市域で使っても良いですか。私、京都市の食品衛生団体の会長もしていますので、京都市域の事業者でも使わせていただきたいと思っています。

(事務局)

平成30年の食品衛生法改正に基づき、HACCPの義務化が図られました。委員御指摘のとおり、本来は今年度(令和2年度)6月から施行はされていますが、経過措置があり、実質的には来年の6月からHACCPの義務化が図られることになっています。残り1年を切り、いよいよ定着に向けて我々も取り組んでいます。

御案内のとおり、既に団体に御所属の方は、比較的声も掛けやすい事業者ですが、このような方々以外への呼び掛けは、京都府は、通常の巡回監視の際に取組内容をお聞きし、指導に加え、保健所の窓口で相談をする日を設けています。保健所によって頻度は違いますが、相談日にお越しいただきましたら、団体に入っておられるかどうかにかかわらず、取組内容を御指南させていただいています。

これも保健所ですが、業種別のセミナーを開催しています。皆様にお配りさせていただいた漫画のように、HACCPとはどのようなものかという入門編ではなくて、委員からも御案内がありましたように、業種別にガイドラインというものが定められています。この内容に沿うように各お店の取組について、セミナーも受講していただくことによってより理解が深まるものと考えています。

最後にカレンダーですが、国からの支援を受け、京都府で作成しています。ホームページにも記載させていただいており、お使いいただくのはもちろん結構です。部数がそれほどありませんので御相談させていただきますが、できましたらホームページからダウンロードしてお使いいただければと思っています。

(会長)

令和元年度の実績と取組効果についての意見聴取はこれで終わります。

43項目の取組内容、実績、効果について、かなりうまく、分かりやすく1ページにまとめて記載していただいていると思います。本日出ました御意見を参考にして、また次年度の実績・取組効果の冊子作成について生かしていただきたいと思います。

途中になりますが、時間が1時間経ちましたので事務局をお願いします。

(事務局)

10分間の休憩をお願いしまして、換気、マイク等の消毒をさせていただきます。

[休憩]

(会長)

再開します。御着席をお願いします。

協議事項(2)、「令和3年度食品等の収去検査計画の策定のための意見聴取について」、御説明をお願いします。

(事務局)

資料2「令和3年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について」です。

本日この場で直ちに御審議いただくことは難しいかと思っておりますので、昨年度の状況、現況の概略について御説明させていただき、これらを参考に後日、御意見賜りたいと考えています。

収去検査計画は、食品衛生法第24条の規定に基づき、京都府が年度ごとに策定する京都府食品衛生監視指導計画の一部として位置付けています。例年と同じ手続を取らせていただきます。食の安心・安全審議会において御意見を伺い、府の関係機関間で協議を経た後に消費者団体とも意見交換を予定しています。それらを踏まえ、作成した計画案について改めて本審議会に御報告をさせていただいた上で、次年度の計画として確定していきたいと考えています。例年どおり、今年度末に策定することを前提に作業を進めています。今回、年間計画に基づく通常検査について、食品等の種類、検査項目、検査数などに関し、委員の先生方の御意見をお聞きできればと考えています。

次のページに「食品等の検査計画に対する意見」と題したペーパーを付けています。裏面を含め3つの項目について記載をすることとさせていただきます。委員の先生方におかれましては、来月30日を目途に生活衛生課宛てに御意見をいただければ幸いです。

続きまして、昨年度と今年度の検査の実施状況について御報告させていただきます。

昨年度の実績、別添3、A3の縦長の資料です。

計750検体、項目数で言いますと約4万6千の検査を行い、いずれも基準違反、基準超過は認められませんでした。

別添2今年度の検査の進捗状況です。

別添1に年度当初の計画を付けていますが、現在、例年どおり750検体の収去検査を行うべく、検査を実施していましたが、4月の下旬に検査業務を担います保健環境研究所、福知山の中丹西保健所が新型コロナウイルスの検査、いわゆるPCR検査の業務に追われ、検査機能が逼迫しました。この間、これに注力して対応しました。そのため、食品等の通常検査はストップし、現在670検体の検査を行うべく修正をして対応しています。

現在の進捗状況は約13%です。

なお、新型コロナの検査は他の機関でも行うことができることから、6月の中旬には通常業務に戻って再開をしています。

(会長)

御質問、御意見ございますか。

(委員)

今、マイクロプラスチックの問題が消費者は不安で、魚が化学物質を取り込むという不安

が報道されています。検査項目にもありませんし、それ自体がすぐに食の安全に関わるものではないですが、今後そのような化学物質について検査する可能性はあるのかをお聞きしたいと思います。

(事務局)

今、化学物質の新たな検査についての御質問をいただきましたが、既に御案内のとおり、私共は食品衛生法に基づく基準に示されたものを中心とした検査計画を策定しています。今後、国で基準が策定され、食品に適用されることがございましたら、改めて計画の中に位置付けて実施することを前向きに検討してまいります。

(委員)

収去計画表を見ますと、京都の農産物ばかりを検査されるようですが、輸入農産物の方が危険性は高いと思います。京都府内産、国産、輸入品等、原産地別にそれぞれ何検体の検査をするのかという区分が欲しいです。区分があれば、この計画の内容が本当に良いのかが判断できると思います。どこかで見る方法はありますか。

(事務局)

例えば、別添1の残留農薬の欄を御覧いただき、少し下に、「輸入果実類」という項目があります。こうした区分をしているものは輸入品を対象に検査するという前提で計画を作ります。令和3年度に向け、御意見がございましたら、御案内させていただきましたペーパー、あるいはテキストでも結構ですが、当課に御意見をお寄せいただけましたら、それを十分踏まえ、計画を策定していきます。

(会長)

資料2のとおり、来月末までに御意見をいただければと思います。

続いて協議事項(3)「新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況について」御説明をお願いします。

(事務局)

資料3「京都府における新型コロナウイルス感染症対策の概要」です。

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議は、令和2年1月30日に第1回対策本部会議を開催した後、随時開催しており、7月31日に第2回対策本部会議を開催しています。

新型コロナウイルス感染症対策の概要について、2(1)から(5)まで、「安心して飲食店を利用するために」などの観点で報告されています。

それでは次に3「食に関する京都府の取組状況について」健康福祉部から順に御報告させ

ていただきます。

(事務局)

健康福祉部です。新型コロナウイルスに関する健康福祉部関係について御説明します。

資料3の1ページの新型コロナウイルス感染症対策ですが、5月21日に緊急事態宣言が解除されていますが、6月25日以降、連続して感染者が確認されています。7月29日には特別警戒基準に到達し、この間、医療・検査体制の充実等、体制の強化を進めていました。

1ページ、19日の会議の時の資料ですので時点が古くなっています。数字は少し時点を修正して御報告させていただきますが、府内で昨日までにPCR検査が約2万8,000件に上っています。そのうち、陽性者が、昨日まで1,326人の感染が確認をされています。ただ、もう既に退院をされている方が多くなっています。今、入院中の方が昨日現在で117名、ホテル等の宿泊施設で療養をされている方が33名、自宅療養をされている方が55名、あと入院調整中の方が14名になっています。このうち、重症の方はそれほど多くなく、今、2名が重症になっています。

2ページ上段にグラフを描いていますが、棒グラフはこれまでのPCR検査の件数、折れ線がそれに対する陽性率になっています。最近は、横ばいか、下がり調子と考えています。

3ページ「京都府の主な取組」で簡単に書いています。

1点目、検査体制は、帰国者・接触者外来、医療機関で外来受診していただけるところを50か所、唾液の検査もできるようになっており、かかりつけ医が280か所まで拡充し、民間でも検査をしてもらっていますが、一日当たり800検体の検査が可能となる体制を執っています。

2点目、医療提供体制ですが、今、病院の新たな病床確保により、515床までの確保を進めています。民間の宿泊施設、ホテルですが、今、2施設338室を確保しています。陽性者が出ましたら、入院医療コントロールセンターを設置していますので、そちらで患者の受入調整をして病院に入っていただき、あるいは宿泊療養施設に入っていただきます。

3点目、医療資材について、4月の中旬に京都府医療資材コントロールセンターを立ち上げ、当初は医療機関でマスクが足りない、フェースシールドが足りないことがありましたが、不足の状況をきっちり確認しながら安定的に確保し、提供する体制を整備しています。マスクなど必要な物資をそれぞれ配布しています。

4点目、緊急連絡サービス「こころ」を京都府内で運用しています。スマートフォンを活用し、店舗の利用者から陽性者が確認された場合に接触の可能性のある人を素早く把握し、その方を保健所につないで、必要な方は検査をするという取組です。

(事務局)

続きまして、商工労働観光部の取組です。26ページの新型コロナウイルス対策企業等緊

急応援補助金で、テイクアウトメニューを始めた飲食店同士が共同でチラシ作成や容器資材を購入されるなどの取組を想定して支援策に取り組んでいます。このほか、休業要請対象事業者支援給付金に1万6,465件、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金に5,398件等の取組を進めています。

続きまして、農林水産部の取組について御報告します。

28ページには、農林水産部における新型コロナウイルス感染症対策関連予算を令和元年度の2月補正予算から令和2年度6月補正予算まで一覧で記載しています。

30ページは、このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る農林水産業対策の緊急要望活動で、京野菜や和牛などの高級食材を中心とした農林水産物の需要の減少などの影響が生じていることから、政府に要望活動を行いました。

31ページは、「食育シンポジウム～with コロナ社会の食を考える～」をオンラインで開催した報告です。録画視聴数を合すると、2,500人を超える方に見いただいています。

続きまして、32ページから農林水産部各課の御報告をさせていただきます。

(事務局)

流通ブランド戦略課です。京都府産農林水産物は、ブランド化を進めてきた結果、高級品として扱われているものが多く、コロナの影響で、飲食店などがストップしたこともあり、需要が滞り非常に打撃を受けています。京もの「中食」需要拡大支援事業で、今まで京野菜、京都府産農林水産物を使っていた飲食店が、テイクアウト事業に乗り出される場合に経費を支援していこうというもので、補助上限額を50万円として3分の2以内を補助するものです。8月15日に募集を締め切らせていただき、現在、100を超える事業者の応募を受け付けて、現在、審査の上、交付決定を打っています。

続きまして、34ページは、京都府産農林水産物を使っていた漬物業界、酒造業界など、京都府の食品事業者がコロナの影響を非常に受けられて需要が止まっているという中で、京都府産農林水産物の需要も滞っていますので、食品事業者が今までの、土産物だけではなく、新たな需要を広げていただくという取組に対し、支援するものです。補助上限額を900万円として、10分の9という補助率で支援しています。7月27日から8月26日までを募集期間としています。食品団体と一体となって取り組み、申請、応募、事業者の支援にも食品団体のお世話になりながら取り組んでいます。

続きまして、36ページです。コロナの状況の中で、困っておられる料理店、料理団体、京都市、生産者団体と協働してプロジェクトを結成して、「おうちで料亭ごはん」というレシピ動画を作成しています。京都府産農林水産物1品を料理団体の料亭に取り上げていただき、5分から10分程度の動画に仕上げYouTube等で配信をしています。動画はリンクフリーで拡散も自由にできる体制を取っており、これらを通して次世代に京都府産農林水産物のPRをしていこうと考えています。

続きまして、39ページ、通常は京都府産農林水産物を使った料理教室を開催して京都府

産農林水産物の魅力を発信していただいておりますが、コロナ禍の影響で対面の料理教室がストップしたこともあり、オンライン料理教室を試行的に始めました。料理団体の料理長にお世話になり、そこで使う食材は流通団体から受講者に先に送って、オンライン上で参加者も同じ食材を使いながら一緒に料理をするという料理教室を開催したところ、好評でしたので、POSTコロナ・WITHコロナ時代の新しい料理教室として今後も継続したいと考えています。

(事務局)

農産課から説明します。40ページ、お茶の生産下に係る新型コロナウイルスの感染症対策です。京都府の高級宇治茶は手摘みで収穫する形です。手摘みは、茶摘みを手伝っていただくグループ、摘み子たちと接触する関係もあり、現地から安全対策などを指導してほしいという要請も受け、41ページから3ページにわたるチラシ啓発の指導書類を全生産者に配布し、これを参考に対応していただきました。

なお、茶摘みだけではなくて製茶工場の業務も、人が多く接触しますので、不安の声があり、同様にお知らせしました。

44ページ、45ページは、国から出ている資料がありましたので、必要に応じてパンフレットも活用しています。

46ページです。今年のコロナの影響で非常に販売に影響があったお茶、宇治茶対策になりますが、4月の補正予算の中で、中々販売がスムーズにいかず、宇治抹茶などを活用した新たな新商品づくりに対して、46ページ中段の標準事業費600万円の中で2分の1を支援しようとなりました。原材料の宇治茶は10分の10でしっかり補助しますが、予算額3,000万円です。申請を受け付けまして、21件の申請がありました。非常に中身の良い事案があり、プラス2,000万、全体で5,000万で14件の事業を採択しています。9月以降、実際に事業の実施が進みます。

(事務局)

保健体育課です。資料49ページ、学校教育において、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の最新が8月6日に出ています。このマニュアルは6月5日に文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」の考え方を基に作成されたものです。今回、8月6日に第3回目の改定が行われ、発出されており、全国の学校教育においては、これに基づいて新型コロナウイルス対策を進めています。資料の中ほどに文科省のホームページのURL等を記載しています。

また、参考として、給食を抜粋として入れています。ガイドラインの41ページから42ページに記載の部分のさらに抜粋です。ガイドラインは全58ページですので、今回これを全部載せるというのは資料が膨大になりますので控えさせていただきました。

なお、今回資料は付けていませんが、参考まで、6月2日に新聞で紹介されています南丹市園部第二小学校の給食の状況についてお話しさせていただきます。

6月1日から早速給食が始まったという新聞報道ですが、その中で、給食について、フェースシールドを着用して児童が配膳等をしていること。また、給食を取る場合に子どもたちが同じ方向を向いて、飛沫が飛ばないように注意して食事を取っていると。あるいは、入れ替え制で、全校一斉に取るのではなくて「何クラスと何クラスが取ってから、その後、違うクラスが取る」という工夫をされているというのを新聞で御紹介いただいていますので、機会があったら見ていただけたらと思います。

50ページ、保健体育課、農林水産部に御協力いただいている研修についてです。2点記載させていただいていますが、1点目が学校給食衛生管理推進研修会です。例年7月頃に実施していましたが、今年度は中止させていただき、指導主事等の資料の配布に代えさせていただきました。また、学校等から質問等も受けていますので、順次資料等で回答させていただきます。

次に(2)の2点目です。京都府食育推進連絡協議会及び交流会はこれから実施を予定しており、新型コロナウイルス対策のためテレビ会議方式で今計画を進めています。

京都府においては各広域振興局あるいは地域防災課等でテレビ会議システムが入っています。府内は南北に長いので、参加予定者に、学校の栄養教諭等ですが、それぞれ近くの教育局まで行っていただき、テレビ会議として参加いただく形を取ることで今計画をさせていただきます。日時は、9月28日の月曜日を予定しています。

(会長)

ありがとうございました。

御質問はございますか。

(委員)

今、新型コロナウイルスの感染に皆様方が気を取られて、農薬の話がございましたが、中央団体が農薬を独自で検査されており、本当にうれしいと思っています。私は近くの農家から野菜を購入していますので、今年は農薬の散布はどうかと思っていましたが、きっちりしていただいていることが本当に良いと思います。

現在、在宅が多くスーパーが満員です。コロナ感染には皆様十分に気を付けていらっしゃるが、中にはマスクを付けていない方もおられ、入店を拒否することができないので、スーパーも苦慮しています。

食の安全・安心の取組は検討中が多いですが、時期的には、例えば研修会、講習会は、まだ実際に予定としては含まれていない訳ですね。オンライン、リモートの形で実施すると思っていますが、どうでしょうか。

(事務局)

オンラインを考えているものも一定数あり、両方をどう組み合わせようかとも考えていますので検討中です。既に順調にコロナの影響を受けながらも進めているものもありますので、実績は次の機会に御報告をさせていただけるかと考えています。

(委員)

ありがとうございます。

【報告事項】

(会長)

(1)「令和2年度京都府の食の安心・安全に係る取組について」事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

資料4-1の食中毒の発生状況について今年度の行政処分に至りました事例2件を御報告しています。1例は長岡京市の飲食店、もう一例が亀岡市の飲食店で発生した事例です。いずれも仕出し弁当、あるいはお弁当の配達によって起こったもので、引き続き注意喚起を行ってまいります。

一枚おめくりいただき、食中毒注意報の発生状況です。8月4日の分は、第1回目の発令の資料をお付けしています。もう一枚おめくりいただき、6号まで書いていますが、今朝10時に7号目が発令し、現在7号まで発令しています。南部で4回、北部で2回、全域が1回となっており、引き続き食品を原因とする事故の発生の予防・抑制について役割を果たしてまいります。

(事務局)

ありがとうございます。

その他の取組は資料4-2にまとめていますので、御覧おきいただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。

本日の協議事項、報告事項は以上です。進行を事務局にお戻しします。

【閉会】

(事務局)

会長様、大変ありがとうございました。また、委員の皆様、貴重な御意見を多くいただき、本当にありがとうございました。

なお、次回の審議会ですが、令和3年3月を目途に令和3年度の取組計画等について御審議をいただきたいと考えています。

それでは、閉会の挨拶を健康福祉部副部長からよろしく申し上げます。

(事務局)

本日は、長時間にわたり熱心に御協議いただき、ありがとうございました。

昨年度からスタートしました食の安心・安全行動計画が、本日は令和元年度の各施策の取組の実績や効果はどうかという視点も加えた点検をしまして御報告しました。各委員の皆様から様々な御意見をお伺いし、残留農薬に関する団体の取組やコロナ禍の中で食の安全をどう確保していくのか、イベントの開催手法、事業に関する学生に対する効果的な周知方法についても御確認をいただきました。また、HACCPの取組もしっかりとしていかなければということで、御意見を踏まえまして、今年度の取組をさらに推進したいと思っております。

また、本日、御依頼しました令和3年度食品等の収去検査計画、策定に向けましても是非とも御意見をいただきますよう、申し上げます。

最後になりましたが、今後も本審議会が実りのある審議・協議の場になりますように御協力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

以 上